

議案第63号

交野市下水道条例の一部を改正する条例について

交野市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和4年10月3日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 新たに指定工事店の登録及び更新の申請に係る手数料を徴収し、既存の排水設備計画審査・工事検査手数料を廃止したいため。

交野市下水道条例の一部を改正する条例案

交野市下水道条例の一部を改正する条例

交野市下水道条例（昭和53年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第3項第1号中「次条第1項第4号アからカまで」を「第6条の3第1項第4号アからカまで」に改め、同項第6号中「次条第1項第3号」を「第6条の3第1項第3号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（手数料）

第6条の2の2 市長は、第6条第1項の指定及び同条第3項の指定の更新に係る申請に対する審査に際し、当該申請を行った者から1件につき10,000円の手数料を徴収する。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第25条の見出し及び同条中「、手数料」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の交野市下水道条例の規定は、施行日以後の申請について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。